

東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

東大和市立桜が丘図書館

東大和市立清原図書館

2 指定管理者となる事業体の名称、所在地及び代表者

株式会社図書館流通センター

東京都文京区大塚三丁目1番1号

代表取締役 細川 博史

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年第4回定例会
第 号議案資料

○
東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について

- (1) 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理業務に関する基本協定書【原案】
(市が公募時に東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館指定管理者募集要項の資料として添付したもの)
- (2) 基本事業計画書
(指定管理者の候補者が応募時に提出したもの)
- (3) 収支予算書
(指定管理者の候補者が応募時に提出した収支予算書を抜粋したもの)

○
(1) 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指
定管理業務に関する基本協定書【原案】
(市が公募時に東大和市立桜が丘図書館及び清
原図書館指定管理者募集要項の資料として添付
したもの)



東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理業務に関する基本協定書【原案】

東大和市（以下「委託者」という。）と
（以下「受託者」という。）は、次のとおり東大和市立桜が丘図書館及び東大和市立清原図書館（以下「地区館」という。）の指定管理業務に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

この場合において、本協定中、委託者を代表する執行機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、東大和市長及び東大和市教育委員会とする。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、委託者と東大和市立図書館条例（昭和52年条例第11号。以下「条例」という。）第8条第4項の規定により指定管理者に指定された受託者が相互に協力し、地区館を適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

○ 第2条 委託者及び受託者は、地区館の管理運営を指定管理者である受託者に行わせることの趣旨について、民間事業者である受託者の能力を活用しつつ、地域住民等に対する公共図書館事業のサービスの効果及び効率を向上させ、もって生涯学習の一層の増進を図ることにあることを十分に理解するものとする。

（公共性の趣旨の尊重）

○ 第3条 受託者は、地区館の設置目的、指定管理者の指定の意義及び地区館の指定管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

○ 第4条 委託者及び受託者は、互いに協力し、信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

○ 2 委託者及び受託者は、地方自治法、条例、東大和市立図書館運営規則（昭和58年教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）、その他関係法令を遵守し、本協定を履行しなければならない。

（用語の定義）

○ 第5条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 仕様書 地区館の本業務に関する仕様書「東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館指定管理者仕様書」をいう。
- (2) 指定管理委託料 委託者が受託者に対して支払う本業務の実施に関する対価をいう。
- (3) 年度協定 本協定に基づき各年度の業務内容の詳細及び各年度の指定管理委託料を定めるために、委託者及び受託者が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (4) 基本事業計画書 指定管理者の公募時における受託者の提案を基に委託者及び受託者が協議のうえ、調製する指定期間にわたる長期的かつ総合的な事業計画書をいう。
- (5) 年度事業計画書 基本事業計画書に基づく各年度の本業務の実施に関する事業計画書をいう。
- (6) 不可抗力 天災（地震、落雷、水害、土砂災害等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、

感染症等、法令変更及びその他委託者及び受託者の責めに帰すことの出来ない事由をいう。なお、施設利用者の増減は不可抗力に含まないものとする。

(管理物件)

第6条 受託者が管理する施設、設備及び物品（以下「管理物件」という。）は、別記1「管理物件」に定めるとおりとする。

2 受託者は、管理物件を使用するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

(指定期間)

第7条 受託者が本業務を実施する指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 本業務に関する事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 条例第9条に規定する本業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 図書館サービスに関する業務

- ア 開館・閉館業務
- イ 窓口（カウンター）業務
- ウ 資料管理業務
- エ 各種サービス業務
- オ その他の業務

(2) 施設等の管理業務

- ア 施設管理業務
 - イ 財産・備品管理業務
 - ウ 部屋の貸出（清原図書館のみ）
- ※ 利用申請の受付等は中央図書館

(3) 主たる業務に付随する事務

- ア 指定管理委託料の管理、経理及び財産管理
- イ 文書の管理・保存

(4) 独自事業

(5) 事業計画及び報告書等の作成

- ア 年度事業計画書
- イ 年度事業報告書
- ウ 月次事業報告書
- エ 業務日誌
- オ 独自事業計画書・報告書
- カ 要望・苦情報告書
- キ 事故等報告書
- ク その他の報告書等

(6) 連絡調整会議の開催

- ア 会議の開催
- イ 議事録等の作成及び提出

(7) 本業務の履行に関する質の確保及び評価の実施

(8) その他の業務

- ア 会議への出席
- イ 東大和市による監査等への対応
- ウ 指定管理期間の終了又は指定の取り消しにともなう業務の引継ぎ

エ 危機管理

オ その他本業務を行う上で必要な業務

(9) 留意事項

- 2 前項各号に掲げる業務の内容は、仕様書及び受託者から提出された「基本事業計画書」に定めるとおりとする。

(業務範囲の変更)

第9条 委託者及び受託者は、必要と認める場合は、前条で定めた本業務の範囲の変更を求めることができる。

- 2 委託者及び受託者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
3 本業務の範囲の変更については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第10条 受託者は、関係法令のほか、本協定、年度協定、仕様書、東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）、基本事業計画書及び年度事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、年度協定、仕様書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、仕様書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。
3 前項の規定にかかわらず、基本事業計画書又は年度事業計画書において仕様書を上回る水準が提案された場合は、基本事業計画書又は年度事業計画書に示された水準を優先するものとする。

(委託等の制限)

- 第11条 受託者は、本業務を包括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
2 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託者の承諾を得なければならない。
3 委託者は、受託者に対して、第三者に委託し、又は請け負わせた業務の内容その他必要な事項の報告を求めることができる。
4 受託者が、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て受託者が負担するものとする。

(法令上の責任)

第12条 受託者は、受託者の従業員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）その他の法令上全ての責任を負って従業員を管理するものとし、これらの責任を委託者に及ぼさないものとする。

(緊急時の対応)

- 第13条 受託者は、指定期間中、本業務の実施に関する事故や災害等の緊急事態が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他の必要な措置に関する事項を定めなければならない。
2 受託者は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、委託者を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。
3 緊急事態が発生した場合、受託者は委託者と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。

(災害等応急活動)

第14条 受託者は、災害等が発生した場合、東大和市地域防災計画に基づき市が行う応急対策等に協力するものとする。

2 前項に定める協力業務内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の避難及び救護に関するここと
- (2) 地区館の被害調査及び応急対策に関するここと
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市が協力要請をした事項

(暴力団の利用の排除)

第15条 受託者は、地区館の利用に関して、暴力団（東大和市暴力団排除条例（平成24年条例第37号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動に利用される疑いのある場合は、委託者と協議のうえ、暴力団排除条例に基づき適切に事務を処理しなければならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する報告及び通報の義務)

第16条 受託者は、本業務の実施にあたって、暴力団員等（暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(情報管理・情報公開)

第17条 受託者は、本協定の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東大和市個人情報保護条例（平成17年条例第33号）の規定を遵守するほか、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損を防止するとともに、個人情報の適正な管理のために、資料2「東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理業務に関する個人情報の取扱いに係る特記事項」に基づき必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、次に掲げる事項について、施設内での資料の備付けその他の方法により適時公表するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況（利用者数、利用率等）
- (3) 事業の実施状況（実施した事業の状況等）
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 利用者の意見、要望等

(近隣対策)

第18条 受託者は、地区館の管理運営にあっては近隣住民との協調に努め、騒音、悪臭、ごみの散乱、交通渋滞等のトラブルを防止するよう留意しなければならない。

2 地区館の管理運営にともなって近隣住民との間に問題が発生した場合、受託者は責任を持って解決に向けた対策を講じなければならない。この場合において受託者は、問題発生時及び解決時に、それぞれの状況を委託者に報告するものとし、必要に応じて委託者と協議するものとする。

第4章 備品等の扱い

(委託者による備品等の貸与)

第19条 委託者は、「別記1 管理物件」に示す備品等（I種）を無償で受託者に貸与するものとする。

- 2 受託者は、指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態で保たなければならぬ。
- 3 備品等（I種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなったときは、委託者は受託者との協議により、必要に応じて委託者の費用で当該備品等を調達す

るものとする。

- 4 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により備品等(Ⅰ種)をき損、滅失したときは、委託者との協議により、受託者の費用で当該備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入若しくは調達し、又は委託者に対しその費用を弁償しなければならない。
- 5 備品等(Ⅰ種)の修繕については、第29条の規定を準用する。

(受託者による備品等の購入等)

第20条 受託者は、本業務の実施に供するために必要な「別記1 管理物件」に示す備品等(Ⅱ種)を購入し、又は調達するものとする。

- 2 前項の規定により受託者が自己の費用で購入し、又は調達した備品等(Ⅱ種)は、受託者に帰属するものとする。ただし、受託者が委託者と事前に協議し、指定管理委託料により購入した備品等は、委託者に帰属するものとする。

第5章 本業務実施に係る委託者の確認事項

(事業計画書)

第21条 受託者は、受託者の提案を基に委託者と協議のうえ調製した基本事業計画書に基づき本業務を実施するものとする。

- 2 受託者は毎年度委託者が指定する期日までに翌年度の年度事業計画書及び収支予算書を提出し、委託者の承認を得なければならない。
- 3 委託者及び受託者は、基本事業計画書又は年度事業計画書等を変更する必要が生じたときは、委託者及び受託者の協議により、決定するものとする。

(事業報告書)

第22条 受託者は、本業務に関して毎年度終了後60日以内に次に掲げる事項を記載した年度事業報告書を提出し、委託者の確認を得なければならない。

- (1) 本業務の実施状況(利用状況、事業実施状況及び課題分析、研修内容等)
- (2) 本業務に係る経費の収支状況
- (3) その他委託者が指示する事項

- 2 受託者は、委託者が第38条から第41条までの規定に基づいて年度途中において受託者に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定を取り消された日から60日以内に当該年度の取り消し日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- 3 受託者は、毎月の本業務に関して翌月の15日までに次に掲げる事項を記載した月次事業報告書を提出し、委託者の確認を得なければならない。

- (1) 本業務の実施状況(利用状況、事業実施状況、研修内容等)
- (2) 本業務に係る経費の収支状況
- (3) その他委託者が指示する事項

- 4 委託者は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、受託者に対して報告又は口頭による説明を求めることができる。

(業務の実施状況の確認と改善勧告)

第23条 委託者は、事業報告書の確認のほか、受託者による本業務の実施状況を確認することを目的として隨時、指定管理施設へ立入ることができる。また、委託者は受託者に対して本業務の実施状況や収支状況等について説明を求めることができる。

- 2 受託者は、委託者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

- 3 前条及び第1項の規定による確認の結果、受託者による本業務の実施が仕様書等の内容を満たしていない場合は、委託者は受託者に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 受託者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。
(監査)

第24条 委託者は、必要があると認めるときは、地方自治法第199条第7項の規定により、本業務に関し出納その他の事務について監査をすることができる。

2 委託者は、必要があると認めるときは、地方自治法第199条第8項の規定により、受託者に対し出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めることがある。

3 受託者は、第1項の監査又は前項の出頭等の要求があったときは、これに応じなければならない。

第6章 指定管理委託料

(指定管理委託料の支払い)

第25条 委託者は、本業務の対価として、受託者に対して指定管理委託料を支払うものとする。

2 全指定期間にに関する指定管理委託料の総額は、 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、この範囲内において別途年度協定で定めるものとする。

3 前項の全指定期間にに関する指定管理委託料の総額は、これを保証するものではない。

4 指定管理委託料の支払方法等については、年度協定で定めるものとする。

(指定管理委託料の変更)

第26条 委託者又は受託者は、第9条第1項の規定による変更、並びにその他のやむを得ない事由により、当初合意された指定管理委託料が不適当となると認めるときは、相手方に対して文書により、指定管理委託料の変更を申し出ることができるものとする。

2 委託者又は受託者は、前項の申出を受けた場合、協議に応じなければならない。

3 変更の要否及び変更に係る金額等については、前項の協議において決定するものとする。

第7章 リスク分担、損害賠償及び不可抗力

(リスク分担)

第27条 本業務に関するリスク分担については、別記3「教育委員会と指定管理者のリスク分担表」に定めるとおりとする。ただし、本協定の条項に特別の定めがある場合は当該条項によるものとし、リスク分担表に定めのないリスクについては、委託者及び受託者が協議のうえ、その分担を定めるものとする。

2 リスクの回避、軽減、除去等の措置及びリスクが顕在化した場合の措置等については、リスク分担表に定めるもののほか、次条から第30条までに定めるところによる。

(保険)

第28条 受託者は、本業務の実施にあたり、必要と思われる保険について加入をする。

(損害賠償等)

第29条 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を委託者に賠償しなければならない。ただし、委託者が特別の事情があると認めたときは、委託者はその全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第30条 本業務の実施において受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が委託者の責めに帰すべき事由又は委託者及び受託者双方の責めに帰すことができない事

由による場合はこの限りでない。

2 委託者は、受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、受託者に対して賠償した金額及びその他賠償にともない発生した費用を求償することができるものとする。

3 前2項に定めるところによるほか、第三者への賠償については、民法(明治29年法律第89号)及び国家賠償法(昭和22年法律第125号)に基づいて処理するものとする。
(苦情、要望、住民運動、不服申立て又は訴訟への対応)

第31条 受託者は、本業務に関し、利用者又は市民から苦情、要望、住民運動、不服申立て又は訴訟を提起されたときは、委託者と協議のうえ、誠実に対応しなければならない。

2 前項に規定する対応により発生した増加費用については、受託者の負担とする。
(本業務の継続が困難となった場合の措置等)

第32条 受託者は、本業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、速やかにその旨を委託者に申し出なければならない。

2 受託者の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、委託者は、受託者に対して業務の改善等の必要な指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力により本業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合、委託者及び受託者は、本業務の継続について協議するものとする。

4 受託者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。
(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第33条 不可抗力の発生に起因して受託者に損害・損失又は増加費用が発生した場合は、受託者はその内容や程度の詳細を記載した書面により委託者に通知するものとする。

2 委託者は、前項の通知を受けた場合、損害等の状況の確認を行ったうえで委託者及び受託者の協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して受託者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で委託者が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第34条 第32条第3項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合は、受託者は、不可抗力により影響を受ける限度において、本協定の定める義務を免れるものとする。

2 受託者が不可抗力により業務の一部を実施できなくなった場合、委託者は受託者との協議のうえ、受託者が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を指定管理委託料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第35条 受託者は、指定期間の満了に際し引継書を作成し、委託者又は委託者が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 委託者は、必要と認める場合には指定期間の満了前に、受託者に対して委託者又は委託者が指定する者による地区館の視察を申し出ることができるものとする。

3 受託者は、委託者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第36条 受託者は、指定期間の満了までに、地区館を原状(本業務を開始する前の状態をいう。)に回復し、委託者に対し明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者が認めた場合には、受託者は地区館の原状回復を行わずに別途、委託者が定める状態で委託者に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第37条 指定期間の満了に際し、備品等（Ⅰ種）については、受託者は委託者又は委託者が指定する者に対して引継がなければならない。

2 指定期間の満了に際し、備品等（Ⅱ種）については、原則として受託者が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、委託者及び受託者の協議において両者が合意した場合、受託者は委託者又は委託者が指定する者に対して引継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(委託者による指定の取り消し)

第38条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 委託者に対し虚偽の報告をし、又は報告若しくは調査を拒んだとき。
- (2) 本業務に関する委託者の指示に従わなかつたとき。
- (3) 関係法令、条例、規則又は本協定に違反したとき。
- (4) 応募時の指定管理者の資格要件を満たさなくなったとき又は指定管理者指定申請書若しくは添付書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- (6) 破産、会社整理、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立をし、又は申立をされたとき。
- (7) 自ら振り出し、又は引き受けた手形又は小切手について、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
- (8) 組織的な違法行為が行われる等、本業務を行わせておくことが社会通念上不適当であると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、受託者による本業務の実施を継続することが適当でないと認められるとき。

2 委託者は、前項の規定に基づいて指定の取り消しを行おうとする場合は、事前に東大和市行政手続条例（平成9年条例第8号）に基づく聴聞手続きを行わなければならない。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、受託者に損害・損失や増加費用が生じても、委託者はその賠償の責めを負わないものとする。

(暴力団排除措置による指定の取り消し等)

第39条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 暴力団であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる

名称を有する者かを問わず、事務所の業務を統括する者〔事務所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。〕）

(3) 役員が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

(6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等暴力団の維持、若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(9) 第16条に規定する暴力団員等から不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったとき。

○ 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により指定を取り消され、又は本業務の全部若しくは一部を停止された場合についても準用する。

(受託者による指定の取り消しの申出)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託者に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

(1) 委託者が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

(2) 委託者の責めに帰すべき事由により受託者が損害又は損失を被り、その損害を委託者が賠償しないとき。

(3) 受託者が自らの経営状況から判断して、又は受託者の責めに帰すべき事由により本協定による業務を継続することが困難であると認めるとき。

(4) その他、受託者が必要と認めるとき。

○ 2 委託者は前項の申出を受けた場合、受託者との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第41条 委託者又は受託者は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取り消しの協議を求めることができるものとする。

○ 2 協議の結果やむを得ないと判断された場合、委託者は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項の取り消しによって受託者に発生する損害・損失及び増加費用の負担は、合理性が認められる範囲で委託者が負担することを原則として委託者及び受託者の協議により決定するものとする。

(指定の取り消し等にともなう措置)

第42条 受託者は、既に指定管理委託料が支払われているときに、指定管理者の指定を取り消され、又は本業務の全部若しくは一部を停止された場合に、その期間に対して支払われた指定管理委託料について、委託者が計算して定める金額を委託者の指定する期日までに委託者に返還しなければならない。

(指定期間終了時の取扱い)

第43条 第35条から第37条までの規定は、第38条から第41条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、委託者及び受託者が合意した場合はこの限りでない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第44条 受託者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に委託者の承認を受けた場合はこの限りでない。

(連絡調整会議等の設置)

第45条 委託者及び受託者は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を設置する。

2 前項の連絡調整会議等の詳細については、委託者及び受託者の協議により別に定める。
(本業務の範囲外の業務)

第46条 受託者は、管理施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において自己の責任と費用により独自事業を実施することができるものとする。

2 受託者は、独自事業を実施する場合には、委託者に対し事業計画書（以下「独自事業計画書」という。）を提出し、事前に委託者の承認を受けなければならない。その際、委託者及び受託者は、必要に応じて協議を行うものとする。

3 受託者は、独自事業計画書を変更するときは、事前に委託者の承認を受けなくてはならない。

(請求、通知等の様式その他)

第47条 本協定に関する委託者及び受託者との間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、文書により行わなければならない。

(協定の変更)

第48条 委託者及び受託者は、本業務に関し、特別な事情が生じたときは委託者及び受託者の協議のうえ、本協定の規定を変更することができるものとする。

2 前項の協議の申出は、急を要するものを除き、協定変更予定日の6か月前までに行うものとする。

(管轄裁判所)

第49条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(解釈)

第50条 委託者が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、委託者が受託者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義について協議)

第51条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、委託者及び受託者の協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し委託者及び受託者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

協定締結日
令和 年 月 日

委託者（地方公共団体）
所在地 東京都東大和市中央3丁目930番地
名 称 東大和市
代表者 東大和市長 尾崎 保夫 印

○ 東大和市教育委員会 印

受託者（指定管理者）
所在地
名 称
代表者 印

別記1 管理物件

第6条、第19条及び第20条で規定する管理物件と管理物品（備品等（I種）、備品等（II種））は、次のとおりとする。

（施設）

1 図書館建築物

（1）施設の名称：東大和市立桜が丘図書館

施設の所在地：東大和市桜が丘3丁目44番地の13 桜が丘市民センター内

延べ床面積：353m²

本体構造：鉄筋コンクリート造

（2）施設の名称：東大和市立清原図書館

施設の所在地：東大和市清原4丁目1番地 清原市民センター内

延べ床面積：530m²

本体構造：鉄筋コンクリート造

（物品）

1 備品等（I種）（別記2 備品台帳参照）

（1）委託者が購入し、委託者に所有権がある施設内の机、椅子、キャビネット等の什器類

（2）委託者が購入し、委託者に所有権がある図書資料

（3）委託者が購入し、委託者に所有権があるその他の備品で本業務実施のために必要なもの

2 備品等（II種）

受託者が購入し、受託者に所有権がある施設内の事務用の備品等

別記2 備品台帳

桜が丘図書館

品名	品質規格	備考
机	ト- 2400*1400*700	
机	2100*1200*700	レファレンスコーナー
机	1200φ*600	円形 児童開架
エンドテーブル	ト- CCRA-148WC	
事務用回転椅子	コクヨ CR-GM287ASN	
事務用回転椅子	コクヨ CR-GM287ASN	
会議用椅子	レファレンス読書机 460*530*820	
事務用肘付回転椅子	ト- KX-625SD-50	
デスク用補助棚	ト- CCR-046MAC	
事務用ワゴン	ト- CCR-054MNC 3段引出	
カウンター	6100*800*700 テーブル・ケース付	
ファイルキャビネット	ライオン MGB-311D	
データーファイル保管庫	ライオン OF-333G	
ブックポスト	540*810*1300	
ブックポスト	540*810*1300	
書架	3630*690*1950 4連6段	
書架	3630*690*1700 4連5段	
書架	3630*690*1700 4連5段	
書架	1830*690*1340 2連4段	
書架	1830*690*1340 2連4段	
書架	1800*700*1420 展示棚付	
書架	キハラ 900*270*2200	

品名	品質規格	備考
書架	キハラ 900*270*2200	
書架	キハラ 900*270*2200	
書架	キハラ 900*270*2200	
書架	キハラ 3600*270*2200	
パンフレットラック	ウチダ 40型 518*590*1600	
書架	特注 720*21	書庫用
案内板	特注 345*400*1200	
掲示板	特注 850*250*450	
表示マット	1000*450*7.5	
パンチ	ライソン NO.302 (多穴)	
チャイム	パナソニック WZ-248	
CDプレーヤー	パナソニック WB-650	
電源制御ユニット	パナソニック WU-L65	
電気スタンド	東芝 IL-1741	
カメラ	キャノン オトボーグーム76	
乳児用ベット	コスカ C1130	
電気冷蔵庫	ナショナル NR-B8M3-W	
ブックトラック	キハラ(株) 4974-I	
除菌機	株式会社アーリー・ジャパン LIVA 図書除菌機	H420 mm×W700 mm×D590 mm

機器種別	台数
業務用ノートPC	1
業務用デスクトップPC	3
インターネット用ノートPC	2
利用者用検索PC（タッチパネル付）	2
利用者用インターネット閲覧PC	1
ネットワークプリンタ（カラーA3）	1
レシートプリンタ	5
バーコードリーダ	4
ハンディターミナル（緊急時用端末）	1
ハンディターミナルデータ転送ユニット	1
ルータ	2
スイッチ	1
HUB	2
PCデスク（2台用）	1
PC用セキュリティボックス（1台用）	3
椅子 535*535~570*765~870	3
NAS・ネットワーク機器収納ボックス	1

ソフトウェア一覧

名称	数量
図書館システム	4
Microsoft Office Standard	4
Microsoft Office Personal	1
ウイルス対策ソフト（5か年）	9
コンテンツフィルタ（5か年）	1
システムディスク保護用ソフトウェア	3

※ 藏書点検時には、ハンディターミナルを別途貸与します。

清原図書館

品名	品質規格	備考
ベット	折りたたみおむつ交換台	赤ちゃん・ふらっと備品
事務机	ライオン	EDH-127F-HH
テーブル	ライオン	C-9E
会議用テーブル	ライオン	DAK-1812
テーブル	キハラ(株)	32113-X
丸型テーブル	キハラ(株)	32373-X
テーブル	キハラ(株)	閲覧用テーブル
長椅子	天童木工	T-5867
長椅子	天童木工	T-5868
ベンチ	天童木工	T-5861
ベンチ	キハラ(株)	33901-01
ベンチ	キハラ(株)	33901-01
ベンチ	天童木工	T-5862
カタログスタンド	ライオン	KS-310S
電動式移動棚	ライオン	イーモーション
スチール書庫	ライオン	EW-11TS
スチール書庫	ライオン	EW-11TS
スチール書庫	ライオン	EW-311D
スチール書庫	ライオン	EW-A320
スチールロッカー	ライオン	No.73-L
ユニットケース	キハラ(株)	36350-2
ユニットケース	キハラ(株)	36350-2
ブックポスト	キハラ(株)	返却ポスト
書架	ライオン	スチール複柱 単式6段2連
書架	キハラ(株)	木製 直立複式2連3段
書架	キハラ(株)	木製 直立複式2連3段
書架	キハラ(株)	木製 直立複式2連3段
書架	キハラ(株)	木製 直立複式3連4段
書架	キハラ(株)	木製 直立複式2.5連6段
書架	キハラ(株)	木製 直立複式3連6段

品名	品質規格	備考
書架	キハラ(株)	木製 傾斜複式4連6段
書架	キハラ(株)	木製 直立複式4連6段
書架	伊藤伊	紙芝居架 キャスター付
書架	伊藤伊	紙芝居架 キャスター付
書架	埼玉福祉会	201-F
書架	キハラ(株)	特注 木製
カーテン	スミノエ社	スタソリ-II 13000*3150
天井フリサイン	キハラ(株)	
デジタルカメラ	キャノン	IXYデジタル70
ブックトラック	キハラ(株)	片面 46686-G
ブックトラック	埼玉福祉会	403-D
ブックトラック	キハラ(株)	スチール製 両面傾斜3段
車椅子	キハラ(株)	
除菌機	(株)エヴァーリー・ジャパン LIVA 図書除菌機	H420 mm×W700 mm×D590 mm

機器種別	台数
業務用ノートPC	3
業務用デスクトップPC	1
インターネット用ノートPC	2
利用者用検索PC（タッチパネル付）	2
利用者用インターネット閲覧PC	1
ネットワークプリンタ（カラーA3）	1
レシートプリンタ	5
バーコードリーダ	4
ハンディターミナル（緊急時用端末）	1
ハンディターミナルデータ転送ユニット	1
ルータ	2
スイッチ	1
HUB	4
PCデスク（1台用）	2
PC用セキュリティボックス（1台用）	3
椅子 535*535~570*765~870	3
NAS・ネットワーク機器収納ボックス	1

ソフトウェア一覧

名称	数量
図書館システム	4
Microsoft Office Standard	4
Microsoft Office Personal	1
ウイルス対策ソフト（5か年）	9
コンテンツフィルタ（5か年）	1
システムディスク保護用ソフトウェア	3

※ 蔵書点検時には、ハンディターミナルを別途貸与します。

備品区分表

物品名	東大和市及び 教育委員会	指定管理者	備考
電話機	○		
コピー・ファックス (事務室用)		○	
利用者用電子複写機		○	
プリンター (図書館システム用)	○	○	トナーカートリッジについて、指定管理者
パソコン (図書館 システム以外事務用)		○	必要に応じて
プリンター (事務用)		○	必要に応じて
シュレッター		○	必要に応じて
空調補助機器 (扇風機等)		○	必要に応じて

別記3 教育委員会と指定管理者のリスク分担

教育委員会と指定管理者のリスク分担は次表のとおりとします。

ただし、下表に定める事項で疑義がある場合又は下表に定めのないリスクが生じた場合は、教育委員会と指定管理者が協議のうえ、リスク分担を決定します。

(共通)

リスクの種類		リスクの内容・要因等	負担者	
			教育委員会	指定管理者
事業計画変更リスク		教育委員会の帰責事由による事業内容の変更に関するもの	<input type="radio"/>	
		上記以外の事由による事業内容の変更に関するもの		<input type="radio"/>
募集要項リスク		募集要項の誤りによるもの	<input type="radio"/>	
仕様書等リスク		仕様書等の誤りによるもの	<input type="radio"/>	
制度関連リスク	法令の変更リスク	当該事業に直接関係する法令の新設・変更によるもの	<input type="radio"/>	
		上記以外の法令の新設・変更によるもの		<input type="radio"/>
社会リスク	許認可リスク	許認可の遅延に関するもの (教育委員会が申請を行うもの)	<input type="radio"/>	
		許認可の遅延に関するもの (上記以外の部分)		<input type="radio"/>
	税制度リスク	法人税等の変更に関するもの		<input type="radio"/>
		年度協定締結前の消費税等の変更に関するもの	<input type="radio"/>	
社会リスク	住民対応リスク	当該施設の管理運営（指定管理者の業務範囲とされているものに限る。）に対する住民反対運動・住民要望・訴訟に関するもの		<input type="radio"/>
		上記以外の当該事業に対する住民反対運動・住民要望・訴訟に関するもの	<input type="radio"/>	
	環境問題リスク	指定管理者の帰責事由による騒音、悪臭、ごみの散乱、交通渋滞等の発生に関するもの		<input type="radio"/>
		上記以外の事由による環境問題の発生に関するもの	<input type="radio"/>	
	第三者賠償リスク	指定管理者の帰責事由による事故等の発生に関するもの		<input type="radio"/>
		上記以外の事由による事故等の発生に関するもの	<input type="radio"/>	

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者	
		教育委員会	指定管理者
債務不履行リスク	指定管理者の帰責事由によるサービス提供の中止・停止・不能又はサービスの品質等が基本協定書、年度協定書、仕様書、募集要項、基本事業計画及び年度事業計画において定められた業務に要求される水準（以下「要求水準」という。）を下回った場合に関するもの		○
	指定管理委託料の支払いその他の東大和市が負担すべき債務履行の遅延、不能等によるもの	○	
不可抗力リスク	天災（地震、落雷、洪水、異常降雨、土砂災害等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、感染症等、法令変更等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	協議による	
物価リスク	物価変動に関するもの		○
指定取り消しリスク	指定管理者の帰責事由による指定の取り消しに関するもの		○
	上記以外の事由による指定の取り消しに関するもの	○	

(協定締結前段階)

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者	
		教育委員会	指定管理者
協定締結リスク	応募費用の負担に関するもの		○
	教育委員会の帰責事由により協定が締結できない、又は締結手続きに長期間を要すること等によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由により協定が締結できない、又は締結手続きに長期間を要すること等によるもの		○
	上記以外の事由により協定が締結できない、又は締結手続きに長期間を要すること等によるもの	○	○

(管理運営段階)

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者	
		教育委員会	指定管理者
管理運営開始の遅延リスク	指定管理者の帰責事由による管理運営開始の遅延に関するもの		○
	上記以外の事由による管理運営開始の遅延に関するもの	○	
要求水準リスク	要求水準の未達、不適合等に関するもの		○
	教育委員会の指示による要求水準の変更等に関するもの	○	
施設瑕疵リスク	施設、設備に瑕疵が発見された場合に関するもの	○	
施設、設備の損傷リスク	指定管理者の帰責事由による施設、設備の損傷に関するもの		○
	上記以外の事由による施設、設備の損傷に関するもの	○	
備品調達リスク	教育委員会の備品に関するもの	○	
	上記以外の備品に関するもの		○

(事業終了段階)

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者	
		教育委員会	指定管理者
終了手続リスク	教育委員会又は次期指定管理者への業務の引継ぎ、その他の本業務の終了にともなう諸手続き及びその費用の負担に関するもの		○

東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理業務に関する個人情報の取扱いに係る特記事項

1. 基本事項

東大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から東大和市立桜が丘図書館及び東大和市立清原図書館（以下「地区館」という。）の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）の指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該管理業務のうち個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱業務」という。）の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東大和市個人情報保護条例（平成17年条例第33号）及び東大和市個人情報保護条例施行規則（平成18年規則第2号）その他関連する法令規則等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2. 秘密の保持

○ 指定管理者は、個人情報取扱業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理期間の終了又は指定の取り消しを受けた後においても同様とする。

3. 被使用者への周知

指定管理者は、その使用者に対する者に対し、在職中及び退職後においても、個人情報取扱業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等個人情報の保護に関して必要な事項を周知徹底しなければならない。

4. 使用等の禁止

○ 指定管理者は、教育委員会の指示又は承諾のある場合を除き、個人情報取扱業務に関して知り得た個人情報を当該個人情報取扱業務を処理する目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

5. 再委託の禁止

○ 指定管理者は、個人情報取扱業務を自ら取り扱うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、教育委員会が承諾したときはこの限りでない。

6. 複写等の禁止

教育委員会の指示又は承諾のある場合を除き、個人情報取扱業務に関する個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

7. 資料等の返還

指定管理者は、個人情報取扱業務を処理するために教育委員会から貸与され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、指定管理期間の終了又は指定の取り消しを受けた場合、教育委員会が指定する方法により教育委員会に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、指定管理者が、引き続き地区館の指定管理者となる場合には、この限りでない。

8. 個人情報の廃棄

前号の規定に関わらず、指定管理者は、教育委員会と協議のうえ、個人情報を破棄する

ことができる。この場合、個人情報が第三者の利用に供されることがないよう、教育委員会の指示する方法により、焼却、裁断、溶解等により保有する一切の個人情報を滅却し、その個人情報の内容、数量、滅却の方法、年月日及び管理責任者を記載した報告書を提出しなければならない。

9. 適正な管理

指定管理者は、個人情報取扱業務に関する個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故の防止を図り、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

10. 立入調査等

教育委員会は、指定管理者がこの特記事項の記載事項に違反し、又はそのおそれがあると認めたときは、指定管理者に対して立入調査をし、又は報告を求めることができる。

11. 事故発生時における報告

指定管理者は、この特記事項の記載事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会の指示に従うものとする。

12. 指定の取り消し及び損害賠償等

教育委員会は、指定管理者の個人情報の管理が著しく不適切と認めるとき又は個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故の発生が受託者の責めに帰すべき事由によると認められるときは、「東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理業務に関する基本協定書」第38条に基づいて、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずること及び損害の賠償を請求することができる。

13. 報告書の提出

指定管理者は、指定管理期間の終了又は指定の取り消しを受けた場合、個人情報取扱業務における個人情報の保有状況報告書を提出するものとする。

14. 個人情報の貸与等

指定管理者が個人情報取扱業務の執行上、やむを得ず教育委員会から個人情報の貸与を受ける必要がある場合、貸与を受けた年月日、個人情報の内容及び数量並びに管理責任者を記載した受領書を教育委員会に提出しなければならない。

15. その他

前各号に掲げるもののほか、当該事務の性質又は目的により教育委員会が必要と認める個人情報の保護に関する事項が生じた場合又は疑義が生じた場合は、教育委員会と協議を行い必要な措置を講じるものとする。